

## 秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局  
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4章中第24条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の仕事と生活との両立支援のための措置）

第24条の3 妊娠、出産等についての申出をした職員等および配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者をいう。）が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等ならびに勤務環境の整備に関する措置については、秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）に定めるもののほか、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。